

4. 外国法人の日本進出 比較表

| | 駐在員事務所を 設置するケース | 日本支店を設置するケース | 日本支社を設置するケース (子会社) |
|-----------------------|--|---|--|
| 名称 | 制限なし | 本店と同様 | 制限なし |
| 法人格 | 無し | 有り | 有り |
| 登記 | 無し | 有り | 有り |
| 定款 | 無し（駐在員事務所の事業活動は、本店の定款に従う） | 無し（支店の事業活動は、本店の定款に従う） | 有り（自社の定款に従う） |
| 資本金 | 無し | 無し | 1円以上 |
| 権利義務 | 代表者名義で契約した場合、代表個人に帰属する | 本国法人に帰属する | 日本支社に帰属する |
| 営業活動 | 不可、但し情報収集活動、広告宣伝、市場調査、物品の購入・保管等は可能 | 可能 | 可能 |
| 意思決定 | 本国本社に従う | 本国本社に従う | 日本支社（子会社）で決定 |
| 訴訟の問題 | 原則は駐在員事務所代表に内容によっては及ばないケースもある | 本国法人に及ぶ | 原則本国法人に及ばない |
| 代表者のビザ | 企業内転勤ビザ ※経営管理ビザのケースあり | 企業内転勤ビザ ※ 経営管理ビザのケースあり | 経営管理ビザ |
| 法人口座 | 不可、但し個人名義で口座開設したり屋号入りの名義で銀行によっては可能 ※屋号とは会社名や駐在員事務所の名称で「屋号+代表者」の名前で口座開設が可能 銀行においては不可のケースもあるので注意が必要 | 可能 | 可能 |
| 本国への送金 | 特に問題なし | 利益を本国に送金しても原則非課税 | 日本法人の利益を本国へ送金した場合、原則20%課税されるが租税条約による軽減措置あり |
| 事業年度 | 本店に従う | 本店に従う | 日本支社（子会社）で決定 |
| 税務申告 財務諸表 | 経費は本社の帳簿に取り込まれるため、仕分けは本店が所在する国の会計基準に則して作成。 | 法人税、住民税及び事業税が課税される。 ※1. 但し例外として日本で納付した法人税等を本国の法人税から差し引くことが出来る制度（外国税額控除）がある ※2. 外国法人（日本支店）の国際税務はとても緻密なため詳細は専門家にご相談下さい。 | 全世界の所得に課税 日本支社（子会社）の決算書は海外法人（親会社）の連結決算の対象となる。 ※例外あり |
| 損益通算会計処理 /欠損金の繰越控除 | 原則可能（損失が生じたら本国の利益と相殺できる） | 可能（本店所得との合算処理が可能） | 不可（日本法人で会計処理が完結の為、本国親会社との相殺はできない） 欠損金の繰越控除も同様 |
| 社会保険 | 加入は可能 但し従業員が5名以上は義務 | 義務 | 義務 |
| 労災保険 | 義務 | 義務 代表は不可 | 義務 代表は不可 |
| 雇用保険 | 義務 | 義務 代表は不可 | 義務 代表は不可 |